

## 令和2年度第2回市営保育所移管先選定部会 摘録

日 時：令和3年3月24日（水）午後6時から午後7時まで

場 所：山科区役所 大会議室

出席委員：安保千秋，岡美智子，川北典子，土江田雅史，中川正美（敬称略：五十音順）

※計5名（委員欠席者なし）

### 【山中保育内容向上課長】

それでは，時間がまいりましたので，ただ今から，令和2年度第2回市営保育所移管先選定部会を始めさせていただきます。

皆様方におかれましては，大変御多忙のところ御出席を賜り，誠にありがとうございます。

私は本日司会を務めさせていただき幼保総合支援室保育内容向上課長の山中と申します。よろしくお願いいいたします。

会議の開催に先立ちまして，携帯電話をお持ちの方は電源をお切りいただくかマナーモードに設定していただきますよう御協力お願いいいたします。

御協力ありがとうございます。

また，傍聴の皆様には御案内申し上げます。会議の秩序を乱し，又は妨害となるような行為が認められた場合は，京都市はぐくみ推進審議会運営要綱第5条に基づき，退場を命じることがありますので，あらかじめ御了承願います。

本日の会議につきましては，市民の皆様には議論の内容を広くお知りいただきますため，京都市市民参加推進条例第7条第1項の規定に基づき公開することとしておりますので，あらかじめ御了承いただきますようよろしくお願いいいたします。

また，本部会は委員数5名のところ，5名の委員に御出席いただいておりますので，本部会が成立していますことを御報告させていただきます。

それでは，開会に当たりまして，幼保企画課長の西角から御挨拶申し上げます。

### 【西角幼保企画課長】

委員の皆様，本日は，お忙しいところ御出席をいただきまして，誠にありがとうございます。

また，皆様には，日頃から京都市政，とりわけ子育て支援施策の推進に御理解と御協力を賜りまして，重ねて御礼申し上げます。ありがとうございます。

市営保育所の民間移管につきましては，これまでに10箇所の保育所の移管を進めてまいりました。個々の園で，その状況に応じた引継ぎを行っており，課題が生じた場合もそれぞれの保育所において，保護者の皆様，運営法人，本市で構成する三者協議会での協議や，保護者アンケートの実施，私ども幼保総合支援室におります保育士による保育見学の実施等により，子供たちが健やかに成長できるよう，個々の状況に応じた検証など，取組を進めております。

一方で，今年度に移管先候補者を選定した聚楽保育所については，すでに御承知のことと存じますが，移管先候補者が辞退され，さらに，本市の極めて厳しい財政状況

を持続可能なものとするために、今年度、『京都市持続可能な行財政審議会』が立ち上げられ、全市的な行財政改革の一環として公共施設について、今後どの程度所有し続けるか、いわゆる公の施設の適正保有量の観点からも検討を行うこととしており、聚楽保育所についても、地域の保育ニーズやその将来予測等を踏まえ、施設の縮小や廃止も含め、あらゆる選択肢を検討することとしております。後程皆様に御説明させていただきます。

さて、本日以降、委員の皆様には、ここ山科区にあります鏡山保育所の民間移管に向けまして、募集要項の策定から、移管先法人等の選定に係る審査まで関わっていただきたいと考えており、皆様方の御専門のお立場や利用者のお立場など、様々な角度から、御審議いただければと考えております。

市営保育所の民間移管につきましては、入所されているお子さまへの影響や保護者の皆様の御意見などに十分配慮しつつ、この間、積み上げてまいりました経験を活かしながら、よりよい形で移管を進めてまいりたいと考えております。

委員の皆様には、慎重かつ熱心な御審議をお願い申し上げまして、令和2年度第2回京都市はぐくみ推進審議会児童福祉分科会市営保育所移管先選定部会の開催に当たりましての御挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

#### 【山中保育内容向上課長】

次に、今年度、委員の改選がございますので、委員の皆様から自己紹介をお願いしたいと思います。安保部会長からお願いいたします。

#### 〔委員自己紹介〕

ありがとうございました。

次に、事務局の職員の自己紹介をさせていただきます。

#### 〔事務局自己紹介〕

続きまして、本日の資料の御確認をお願いいたします。

1点目が『市営保育所の民間移管の状況について』、2点目が『聚楽保育所の民間移管に関する意向調査について（照会）』、3点目が『鏡山保育所の民間移管に係る経過について』、4点目が『鏡山保育所の民間移管に係る今後のスケジュール（案）』、5点目が『令和3年度京都市鏡山保育所移管先法人等募集要項（案）』、そのほか参考として、『関係条例等』の資料となります。不足等はございませんでしょうか。

委員の皆様におかれましては、活発に御審議いただくとともに、専門分野外の事項についても積極的に発言していただきますようお願いいたします。

それでは、ここからは安保部会長に議事の進行をお願いしたいと存じます。安保部会長、よろしくお願いいたします。

**【安保部会長】**

それでは、以後、わたくしの方で進行させていただきますので、御協力をよろしく  
お願いいたします。

本日は、募集要項の審議の前に報告が3件ございます。

それでは、1つ目の『市営保育所の民間移管の状況について』の報告について、事  
務局からお願いします。

**【村上公営保育所業務推進課長】**

資料1を御覧ください。平成26年度から現在までに民間移管した保育所の状況に  
ついて、まとめております。

平成26年度及び平成27年度に民間移管しました4保育所につきましては、既に  
移管前年度に入所していた児童が卒所するまでの間、いわゆる「当分の間」が終了し  
ております。

次に、平成29年度に移管した2箇所の保育所でございます。旧錦林保育所につき  
ましては、三者協議会を継続しており、来年度も開催の予定でございます。旧砂川保  
育所は、「当分の間」は終了しておりませんが、保護者、移管先法人及び京都市の三  
者で合意のうえ、令和2年度末で三者協議会は終了しました。

最後に平成30年度、平成31年度及び今年度に移管した旧山ノ本保育所、旧修学  
院保育所、旧淀保育所及び旧崇仁保育所につきましては、三者協議会を継続しており  
ます。

『市営保育所の民間移管の状況について』の御報告は以上でございます。

**【安保部会長】**

ただ今の報告について、御質問がございましたらお願いいたします。

**【安保部会長】**

旧砂川保育所については、「当分の間」は終了していませんが、令和2年度末で三  
者協議会は終了したとのことですが、三者の合意のうえとあるので、保護者の方も納  
得されており、保育の内容についても協議することが終わっているという理解でよろ  
しかったでしょうか。

**【村上公営保育所業務推進課長】**

基本的には、安保部会長が述べられたとおりでございます。三者協議会については、  
様々な形態で開催しております。旧砂川保育所につきましては、出席される保護者は  
移管前に入所されている児童のクラスの代表者でしたので、年々出席される保護者が  
減ってきていましたが、保護者の方は園の特色を活かした保育に安心されており、三  
者協議会を終了しました。

**【安保部会長】**

『市営保育所の民間移管の状況について』について、ほかに御質問ございませんでしょうか。

次に、『聚楽保育所の民間移管に関する意向調査について(照会)』の報告について、事務局からお願いします。

**【村上公営保育所業務推進課長】**

続きまして、資料2を御覧ください。

聚楽保育所の民間移管につきましては、これまで3度、移管先法人等の募集を行いましたが、いまだに移管に至っておりません。このため、改めて移管先法人等の募集に向けて民間移管に関する意向調査を実施することとします。

また、今回の意向調査については、これまで民間移管における申請資格を「京都市内において、認可保育所、認定こども園又は認可幼稚園を運営している者であること」としていましたが、京都府内まで対象を広げて実施します。

意向調査は、3月下旬から4月中旬までの期間において実施し、調査結果については、次回の選定部会において御報告させていただきます。

『聚楽保育所の民間移管に係る意向調査について』の御報告は以上でございます。

**【安保部会長】**

ただ今の報告について、御質問がございましたらお願いいたします。

**【岡委員】**

意向調査の対象を京都府内において認可保育所等を運営している者に拡大することですが、府内全域となると北から南までとても広い範囲になるため、ある程度地域を限定したりするなどの対応を取られるのでしょうか。それとも府内の全ての認可保育所等を運営している者に周知する方法を考えられているのでしょうか。

**【村上公営保育所業務推進課長】**

岡委員が述べられたとおり、京都府北部であれば距離が離れているところであり、実地審査で訪問することを考慮すると概ね京都市内から1時間以内のところが現実的であると考えているところです。ただし、その点については実際に意向を示された事業者と相談して判断したいと考えております。現時点では、ある程度実地審査を行うことができる範囲として考えております。

**【土江田委員】**

これまでの京都市の民間移管の経緯については、府内の認可保育所等を運営している者に対して周知を行っているのでしょうか。それとも今回初めて周知をされるのでしょうか。

**【村上公営保育所業務推進課長】**

これまでは申請資格を京都市内において、認可保育所、認定こども園又は認可幼稚園を運営している者としておりましたので、意向調査につきましては、市内において認可保育所等を運営している者に対し、意向調査の依頼をFAX等で実施してまいりました。今回については、広報発表を行っており、そちらを御覧になられる府内の事業者もおられると思われませんが、詳しい事情を把握されていない事業者もおられると思います。

**【川北委員】**

意向調査が終わったあとの今後のスケジュールについて、決まっていることがあれば教えてください。

**【村上公営保育所業務推進課長】**

意向調査のなかで応募の意向があれば、すぐに次回の選定部会で審議して具体的に進めていくといったことはなく、状況に鑑みつつ、どのように進めていくかについて検討していきたいと考えております。

**【安保部会長】**

これまで意向調査を実施している市内の認可保育所等を運営している者は、募集要項等を一定把握していると思いますが、京都府内で認可保育所等を運営している者となりますと、全く事情が分からない場合もあると思います。問合せ等があった場合は、丁寧に説明はしていただけるのでしょうか。

**【村上公営保育所業務推進課長】**

今回、意向調査の対象を府内の認可保育所等を運営している者に拡大するに当たり、広報発表を行う予定としております。広報発表においては、令和元年度に聚楽保育所の移管先法人等を募集した募集要項につきましても、ホームページに載せておりますので、そのページのアドレスについても広報資料において周知していきたいと考えております。

**【安保部会長】**

『聚楽保育所の民間移管に関する意向調査について（照会）』の報告について、ほかに御質問ございませんでしょうか。

次に、『鏡山保育所の民間移管に係る経過について』及び『鏡山保育所の民間移管に係る今後のスケジュール（案）』の報告について、事務局からお願いします。

**【村上公営保育所業務推進課長】**

それでは、資料3及び資料4について御説明させていただきます。

まず、資料3を御覧ください。

本市の民間移管の方針についてですが、京都市営保育所については、「京都市はぐ

くみプラン（京都市子ども・若者総合計画）において、公としての役割について不断の検証を行い、民間移管に取り組むこととしています。

次に、事業者からの提案でございます。

令和2年10月20日に事業者から民間移管に係る提案書の提出があり、その提案内容は、1つ目として、事業者については、市内22箇所の保育園を運営されており、その1つとして近くに山科保育園を運営されていることから、事業者が鏡山保育所の民間移管を受けて、乳児園である山科保育園と合わせて乳幼一体の保育施設を設置したいという内容でございます。次に、設置に当たり、令和6年度末までに定員増を伴う建替え整備を行い、鏡山保育所及び山科保育園の老朽化問題を解消し、山科2提供区域における保育必要量確保に協力するということでございます。

本市の方針として、事業者からの提案を受け、待機児童対策、鏡山保育所の老朽化対策及び民間移管に伴う財政効果が見込まれることから、鏡山保育所の民間移管に取り組んでいくという方針を決定したところでございます。

『鏡山保育所の民間移管に係る経過について』の御報告は以上でございます。

続いて、『鏡山保育所の民間移管に係る今後のスケジュール（案）』について御説明します。

資料4を御覧ください。

本日の選定部会を含め、計3回の選定部会において、募集要項（案）に係る審議をお願いいたします。これまで、募集要項に係る御審議については、4回程度を見込んでおりましたが、これまでの選定部会における審議の経過を踏まえ、これまで審議した項目については、本市から保護者に審議の経過について説明し、審議を行わないこととさせていただくことから、今回は3回程度を見込んでおります。ただし、これまでに審議した項目であっても異なる観点からの意見であった場合は、審議を依頼させていただきます。

5月上旬の選定部会においては、鏡山保育所の保護者の方に募集要項（案）に関する意見交換の有無を確認のうえ、実施する予定としております。

6月上旬には、事業者の募集を開始することとしております。

応募があった場合は、8月～9月にかけて書面審査、実地審査及びプレゼンテーション審査を実施いたします。

9月下旬に移管先候補者が選定された場合、令和3年11月市会において、京都市保育所条例の改正を提案いたします。

令和4年度からは、引継ぎ・共同保育を開始し、移管先法人等から移管後に担任となる予定の職員に来ていただいて引継ぎを行うとともに、子どもたちとの関係を築いていただきます。引継ぎ・共同保育については、市営の保育を伝えるとともに、市営保育所の良さと民間保育園の良さを融合し、より良い保育が提供できることを目的とします。

また、保護者の方、移管先法人等、京都市の三者で構成される三者協議会を定期的で開催します。三者協議会では、令和5年度からの民間移管に向けて、移管後の保育内容について協議します。

令和5年度に民間移管となりますが、市職員である副所長、クラス担任各1名が残

り、引継ぎ・共同保育を行います。

『鏡山保育所の民間移管に係る今後のスケジュール（案）』についての御報告は以上でございます。

**【安保部会長】**

ただ今の報告について、御質問がございましたらお願いいたします。

**【岡委員】**

今回の鏡山保育所の移管は、事業者の提案を受けて民間移管を決定されたとのことですが、公正さが疑われる恐れはないでしょうか。この点についてどうお考えでしょうか。

**【村上公営保育所業務推進課長】**

提案については、本市において民間移管にかかわらず、提案を受け入れる制度もございます。提案を受けて改めて本市で検討したうえで、このような審議会の場で募集要項の審議を行い、募集を実施させていただきます。今回の鏡山保育所の民間移管を公表した昨年11月から十分な期間も経過しており、募集期間についてもこれまでと同様の期間を設けさせていただくので、公平性を損なうことはないと考えております。

**【安保部会長】**

今回の鏡山保育所の民間移管については、提案がきっかけにはなったとのことですが、この審議の場ではこれから策定する募集要項が適切であるかの審査を行い、民間移管のきっかけについて審議する必要はないということによろしかったでしょうか。

**【村上公営保育所業務推進課長】**

はい、そのとおりでございます。

**【川北委員】**

今回の鏡山保育所の民間移管によって、山科区から公営保育所がなくなってしまうことについて、市のほうで考えられている懸念はございますでしょうか。もし、懸念があれば、その点を重点的に考慮していただける移管先法人等に運営していただきたいと考えておりますので、懸念する点がございましたら御回答をお願いします。

**【村上公営保育所業務推進課長】**

鏡山保育所については山科区に一つしかない市営保育所でございますが、現時点で各行政区に市営保育所が一つあるものではなく、本市としては公営、民営にかかわらず一体的に保育を運営している状況でございます。個別の行政区ごとではなく、本市の保育行政という視点から、審査を踏まえたうえで引継ぎを行いながら、民間移管を実施していきたいと考えております。また、鏡山保育所における個々の課題については、

丁寧に引継ぎを行ったうえで運営ができるよう本市としてもサポートしていきます。

**【安保部会長】**

『鏡山保育所の民間移管に係る経過について』及び『鏡山保育所の民間移管に係る今後のスケジュール（案）』の報告について、ほかに御質問ございませんでしょうか。

なければ、次に、『令和3年度京都市鏡山保育所移管先法人等募集要項（案）』について、事務局から説明をお願いします。

**【村上公営保育所業務推進課長】**

それでは、資料5について御説明させていただきます。

資料5の1ページを御覧ください。

「1 鏡山保育所の概要」において、鏡山保育所の状況を記載しております。鏡山保育所については、定員90人のところ、令和2年4月1日現在において85人の児童が入所されています。また、鏡山保育所の建物については、昭和50年に建築されたものであります。

3ページを御覧ください。

「2 申請資格」につきましては、変更はなく、「(1) 京都市内において、認可保育所、認定こども園又は認可幼稚園を運営している者であること。」としており、以下記載のとおりでございます。

4ページを御覧ください。

「3 移管先候補者選定スケジュール」につきましては、今後の選定部会での審議を踏まえ、確定してまいります。

続いて、「4 質疑及び申請方法」においては、質疑の方法や申請方法等について記載しております。

6ページを御覧ください。

「5 移管に係る基本的事項」でございます。鏡山保育所の民間移管の時期は、令和5年4月1日を予定しております。

「(2) 財産の引継ぎ」における「ア 土地」を御覧ください。

鏡山保育所が所在する土地については、有償での貸付とします。貸付料は、前年度の公定価格の管理費に基づき定員に応じて本市が定めた額と前年度の近傍地の固定資産税評価額を基に算出した額を比較し、低い額としております。

続いて、「イ 建物」でございます。

建物については、有償での譲渡とします。譲渡額については、不動産鑑定評価額としております。現在鑑定を依頼しているところでございますので、次回以降の選定部会においてお示しさせていただきます。なお、評価額の3/4について、本市からの補助を予定しております。

7ページ下段を御覧ください。

「(3) 定員増を伴う建替整備等」でございます。

鏡山保育所の民間移管については、待機児童対策及び鏡山保育所の老朽化対策を踏まえ、取り組むこととしましたので、定員増を伴う建物整備等の条件を設けておりま

す。

「ア 建替整備又は老朽化対策となる大規模修繕」を御覧ください。

令和7年3月末日までに、移管先法人等の負担において、譲渡する建物の建替整備又は老朽化対策となる大規模修繕を行ってくださいとしております。なお、建替整備等に当たっては、移管先法人等から「京都市保育所緊急整備等事業に関する整備費等補助金交付要綱」に基づく補助を希望する申出があった場合、予算の範囲内において補助金を交付することとしております。

続いて、裏面8ページの「イ 定員増」でございます。

アの建替整備は、京都市はぐくみプラン（京都市子ども・若者総合計画）において定めている令和6年度末提供区域別確保必要量のうち、鏡山保育所が存在する山科2提供区域の確保必要量に貢献するものとしてくださいとしております。

今回新たな条件を設けたことにより、書面審査において新たな審査項目を設けております。94ページを御覧ください。

応募団体が作成し、提出する「運営実績及び事業計画」において「27-1 定員増を伴う整備内容」として、① 山科2提供区域の確保必要量に貢献するものか、② 改修内容（大規模修繕又は建替）、③ 改修後の施設配置等についての基本的な考え方と具体的な整備内容を記入していただくようにしております。

95ページを御覧ください。

「27-2 整備工程」として、① 令和6年度末までに整備できる工程となっているか、② 工事期間中は、園児等の安全に配慮した保育運営ができるものとなっているかについて基本的な考え方と具体的な整備内容を記入していただくようにしております。

続いて、96ページ及び97ページを御覧ください。

「27-3 資金計画」として、施設整備・運営に係る資金計画を記入していただくようにしております。

書面審査における新たな審査項目の内容について説明は以上となります。

8ページにお戻りください。

続いて、「(4) 業務の引継ぎ・共同保育」についてでございます。引継ぎ・共同保育の期間としては、令和4年4月1日から最長で令和6年3月31日までとしております。実施方法については、移管前の令和4年度に、移管先法人等から表に記載している職員に所定の日数来ていただいて引継ぎ・共同保育を行います。移管後の令和5年度につきましては、市職員である副所長、クラス担任各1名が残り、引継ぎ・共同保育を行います。

9ページを御覧ください。

「(5) 三者協議会」でございます。入所児童や保護者への影響が最小限となるよう、令和4年4月から、利用児童の保護者、本市及び移管先法人等による三者協議会を開催します。

続いて、「6 移管後の運営に係る基本事項」でございます。

43ページの別紙4「移管後の運営に係る基本事項」を御覧ください。冒頭の※の箇所において、特に期間に定めのない事項においては、これまで「当分の間」につい

ては、移管日の前日に入所している児童が卒所するまでの間としておりましたが、今回、「当分の間」として移管公表年度に入所している児童が卒所するまでの期間とします。

「1 保育所運営」についてですが、「定員・運営」について今回定員増することを条件とするため、地域ニーズに応じてバランスよく歳児別の受入れを行うこととしております。

続いて、「費用負担」についてでございます。冒頭で特に期間に定めのない事項においては、移管公表年度に入所している児童が卒所するまでの期間を「当分の間」としておりましたが、費用負担については、移管日の前日に在所している児童については、市営保育所で徴収する費用以外の費用負担を保護者に求めないこととしております。なお、やむを得ず保護者に市営保育所で徴収する費用以外の費用負担を求める場合は、三者協議会において協議したうえで実施することとしております。

「2 職員について」でございますが、職員数は、本市の基準に基づく保育士等を確保すること、障害児認定区分に応じた職員加配基準に基づき保育士を配置することとしております。

施設長については、専任の施設長とし、いずれも常勤での経験として、社会福祉事業の経験 15 年以上（うち認可保育所経験 3 年以上）、認可保育所での保育経験 12 年以上、社会福祉事業の経験 10 年以上（うち認可保育所施設長 3 年以上）のいずれかを満たすこととしております。

保育士については、常勤の保育士として、保育士等として経験 10 年以上又は法人が運営する園での経験が 7 年以上の保育士を 3 人以上（うち 1 人は乳児保育経験 1 年以上の者）、そのほか、乳児保育経験 1 年以上の保育士を 2 人以上、保育士等として経験 5 年以上の保育士を施設長を除く全保育士の 1/3 以上を確保することとし、新卒（又は未経験）保育士については、施設長を除く全保育士の 1/3 以下とすることとしております。

44 ページを御覧ください。

「II 保育内容等」についてでございますが、「保育内容全般」につきましては、保育所保育指針に則り、現在市営保育所が実施している保育内容（子ども一人ひとりを主体として受け止め、主体としての心を育てることを大切にする保育。）を尊重し、保育運営を行うとともに、そのことについてホームページ等で公表することとしております。

「障害児保育」につきましては、京都市民間保育施設障害児受入促進事業及び京都市民間保育施設障害児保育対策費を活用し障害児保育を実施し、現在の市営保育所と同様の考え方で、障害の程度や内容によって受入れを拒否することなく障害児を受け入れること、現在入所中の障害児について、市営保育所における障害児保育の取組を引き継ぐとともに、卒所又は退所までの保育を保障することとしております。

「配慮の必要な子どもの受入れ」につきましては、アレルギーのある子ども、被虐待児（疑いのある子を含む）、家庭支援の必要な（必要と思われる）子ども、外国に文化的背景をもつ子どもなど、「一定の配慮が必要な子ども」について、現在の市営保育所と同様の考え方で受け入れることとしております。

「年間行事」については、移管前年度の行事（数、種目、内容等）を維持することとし、変更がある場合は三者協議会で合意を得ることとしております。

なお、57ページの別添5「年間行事予定表」につきましては、令和2年度当初分のものでございます。令和3年度の年間行事予定表につきましては次回以降の選定部会において差替えさせていただく予定です。

「基本事項」の内容について説明は以上となります。

では、9ページにお戻りください。

移管後の運営については、先程御説明しました「移管後の運営に係る基本事項」を内容とした協定書を締結したうえで基本事項を遵守していただきます。移管後に基本事項の違反が認められた場合は、本市及び保護者からの損害賠償請求を行う場合があるほか、重大な違反が認められた場合は、本市及び保護者からの損害賠償請求や他の法人等への再移管を行う場合があるとしております。また、協定書において、移管後の運営に係る基本事項に定める「当分の間」にかかわらず障害児保育及び配慮の必要な子どもの積極的な受入れを継続することを明記します。

続いて、「7 移管先候補者の選定等」でございます。「(1) 移管先候補者の選定方法」についてでございますが、移管先候補者の選定に当たっては、市営保育所移管先選定部会において審査を行い、総合的に最も高い評価を受けた申請者を、市長が移管先候補者として選定します。申請者が多数の場合は、書面審査の結果により、実地審査対象者を選考することがあります。また、19ページの提出書類C「移管後の運営に係る基本事項確認票」に記載している基本事項を遵守していただけない（チェックがない項目がある）場合は、書類審査の実施前の段階で、審査の対象外となります。

なお、書面審査及び実地審査の合計の得点が105点（得点率70%）以下の場合や書面審査及び実地審査の各中項目において、小項目の合計点が0点の中項目がある場合等、市営保育所移管先選定部会において鏡山保育所の移管先として適当でないと判断した場合は、移管先候補者として選定しませんとしております。

また、審査の結果、該当者なしとなった場合には、再公募を行う場合があることを記載しております。

審査につきましては、書面審査、実地審査、プレゼンテーション審査及びヒアリング審査を実施します。10ページの「ア 書面審査」を御覧ください。書面審査については、29ページの「書面審査の項目及び基準」（別紙2）に基づき、各審査項目について0点から2点までの3段階評価を行い、各審査項目の評価点（0点～2点）を算定します。次に、各審査項目の評価点に、各審査項目の重要度に応じて設定した係数（1～2）を乗じて、各審査項目の得点を算出します。審査項目（大項目）の運営実績に係る審査項目の得点小計を25点満点とし、事業計画に係る審査項目の得点小計を75点満点として得点を換算します。

次に、「イ 実地審査、プレゼンテーション審査・ヒアリング審査」につきましては、31ページの「実地審査項目」（別紙3）に基づき、各審査項目について評価点（0点～2点）を算定します。実地審査の評価点は、Aを2点、Bを1点、Cを0点とし、評価点の合計を50点満点として得点を換算します。実地審査、プレゼンテーション審査・ヒアリング審査を実施したうえで、書面審査の評価点を補正し、合計の

得点（150点満点）をもって、申請者の総得点とします。

11ページを御覧ください。

「(4) 市会の議決に係る事項」でございます。

移管先候補者の選定後、京都市会に京都市保育所条例の改正に係る議案を付議し、議決を受けることとなります。仮に議決が得られなかった場合及び否決された場合、鏡山保育所の民間移管に係る事務を停止する場合があります。また、市会の議決を得るまでの間に移管先候補者を移管先法人等に選定することが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、移管先法人等に選定しないことがあります。

続いて「8 移管先候補者選定後の手続」でございます。「(1) 仮協定書の締結」についてですが、移管先候補者を選定した後に、詳細について、仮の協定書を取り交わすこととしております。

続いて、「(2) 移管先法人等の決定」でございます。移管先候補者は、京都市保育所条例の改正をもって、正式に移管先法人等となります。京都市保育所条例の改正は、令和3年11月市会に付議しますので、議決は12月ごろとなります。

『令和3年度京都市鏡山保育所移管先法人等募集要項（案）』に係る説明は以上でございます。

**【安保部会長】**

ただ今の報告について、御質問がございましたらお願いいたします。

**【土江田委員】**

今回の鏡山保育所の民間移管においては、土地については有償での貸付とし、建物については有償での譲渡とされていますが、この点については審議の対象とはならないのでしょうか。

**【村上公営保育所業務推進課長】**

この点につきましては、これまでの民間移管と同様に土地については有償での貸付とし、建物については有償での譲渡という形で進めていきたいと考えておりますので、選定部会での審議の対象とすることは考えておりません。

**【土江田委員】**

京都市の財政状況が極端に悪くなっており、そのことが明らかになってから初めての選定部会であるため、土地についても貸付ではなく、譲渡する方法もあるのではないかと考えています。譲渡となると手続に時間を要すると思いますが、譲渡を進めていくといったような対応はできないのでしょうか。

**【村上公営保育所業務推進課長】**

本市としても財政が厳しいこともあり、購入していただくほうが好ましいですが、保育園も運営費のなかでやり繰りをしていただいております。その中から賃借料の支出となるため、購入という選択は厳しいと思います。

**【土江田委員】**

現状の京都市の財政状況では、これまでどおりの貸付、譲渡の方法では良くないと思いましたが、この選定部会で審議する内容ではないのかもしれませんが、提案させていただきます。

**【村上公営保育所業務推進課長】**

今回いただいた御意見につきましては、局内で共有させていただきたいと思います。

**【岡委員】**

障害児の保育についてお尋ねします。移管後の運営に係る基本事項の障害児保育において、現在入所中の障害児について、市営保育所における障害児保育の取組を引き継ぐとともに、卒所又は退所までの保育を保障することとしておりますが、9ページの「6 移管後の運営に係る基本事項」における注意書きにおいては、協定書においては、移管後の運営に係る基本事項に定める「当分の間」にかかわらず障害児保育及び配慮の必要な子どもの積極的な受入れを継続することを明記しますとしており、内容について違いが生じています。基本事項では、保障すると明記しているのに対し、一方では積極的な受入れを継続するといった努力義務になっている違いについてはどう考えておられるのでしょうか。

**【村上公営保育所業務推進課長】**

今回の鏡山保育所の民間移管においては、基本事項における特に期間の定めのない事項について、移管公表年度に入所している児童が卒所するまでの期間を「当分の間」としており、従前の民間移管の基本事項における当分の間とは異なっております。従前の民間移管の基本事項における「当分の間」は、移管後5年間であるのに対して、今回の鏡山保育所の民間移管の基本事項における「当分の間」は移管後3年間となるため、障害児保育及び配慮の必要な子どもの受入れについては、「当分の間」の経過にかかわらず、民間移管を受け入れたからには、受入れを継続していただきたいといったことから協定書に明記することとしております。現在入所されている児童の障害児保育の保障は求めており、移管後も「当分の間」の経過にかかわらず、受入れを継続することを求めるものですので、決して基準が緩くなったということではなく、より期間が長くなっておりますので、表現の方法についてはより分かりやすくするために検討していきたいと考えております。

**【安保部会長】**

「6 移管後の運営に係る基本事項」の注意書きの表記における移管後の運営に係る基本事項に定める「当分の間」にかかわらず障害児保育及び配慮の必要な子どもの積極的な受入れを継続することを明記するとの表現が、基本事項における「当分の間」も入るように見えるため、齟齬が生じているということが岡委員が指摘されている点だと思いますが、「6 移管後の運営に係る基本事項」の注意書きの表記として、移管後の運営に係る基本事項に定める「当分の間」を過ぎても障害児保育及び配慮の必

要な子どもの積極的な受入れを継続することを明記するとされてはどうか。

**【村上公営保育所業務推進課長】**

そのように記載する方向で検討させていただきます。

**【岡委員】**

少なくとも保護者の方が十分に理解できるような表現にしていきたいと思っております。

**【中川委員】**

保護者の立場からの意見となりますが、募集要項を読んでも簡単に理解できる内容ではないと思います。そのため、保護者の方に対する丁寧な説明が求められると思います。また、保護者の方はこれまでの選定部会での審議の経過を知らされないまま募集要項を読まれると思うので、その点についてはどのようにされるのでしょうか。

**【村上公営保育所業務推進課長】**

保護者説明会の場で丁寧に説明していきたいと考えております。内容が多岐にわたり、一回の説明会ではなかなか理解ができないこともあると思いますので、そういった状況については、保育所を通じて御意見を伺いながら取り組んでいきたいと考えております。また、これまでの選定部会において審議された内容について保護者の方は把握されておられないと思いますので、様々な御意見については丁寧に回答をさせていただいたうえで、選定部会を進めていきたいと考えております。

**【安保部会長】**

膨大な内容のため、保護者の方が説明を聞いて一回で理解することも難しいところもあると思いますので、保護者の方もお忙しい状況であることを考慮しつつ、丁寧な説明を一貫してお願いします。

**【安保部会長】**

今回の鏡山保育所の民間移管については、建替整備又は老朽化対策となる大規模修繕を条件とされておりますが、建替の場合は、鏡山保育所の敷地内で仮設園舎を作って建替をすることは可能でしょうか。園児の保育については、建替整備の間は配慮されることですが、両立できるのでしょうか。

**【村上公営保育所業務推進課長】**

鏡山保育所の敷地における建替を基本とさせていただきますが、鏡山保育所の敷地内で仮設園舎を設けて建替を実施することが厳しい場合もあるとは考えております。仮設園舎を別の敷地で用意していただくことになっても、現在通われている保護者の送迎も踏まえて、あまり遠くならないように配慮していただく必要があると考えております。

### 【川北委員】

募集要項の検討をもう少し進めてからの審議事項であり、山科保育園ありきの話というわけではありませんが、例えば乳児園である山科保育園が幼児を含めた乳幼一体の保育園を運営されるときに、どういった保育をしたいと考えておられるか明確に把握できるような募集要項にさせていただきたいと思います。もし山科保育園に実地審査に行く場合に乳児部だけで判断しないといけないのかという点が気になっているところです。

### 【村上公営保育所業務推進課長】

山科保育園ありきでの今回の鏡山保育所の民間移管ではありませんし、どういった保育をしていくのかといった点につきましては、書面審査のところでも記載させていただく項目がございますので、そちらで確認させていただきたいと考えております。

また、実地審査につきましては、応募された移管先法人等が運営されている園に伺いますので、その点については、応募された移管先法人等も評価できない点があるよりも評価してもらいやすいところに見に来ていただいたほうが良いと考えられると思います。応募された移管先法人等が複数の園を運営されている場合は、自信がある園を見に来ていただけるようにされるとと思いますし、一つの園しか運営されていないのであれば、その園しかありませんので、その点は応募された移管先法人等の状況に応じて実地審査を行うことになると思います。

### 【安保部会長】

私たち選定部会委員はどこの法人が審査の対象となっているのか分からない形で書面審査を行います。実地審査に審査することも大切にしていきたいと思いますので、実地審査の際には、事務局のほうで移管先法人等と調整し、私たち選定部会委員が実地審査をしやすいようにしていただければと思います。

### 【安保部会長】

ほかにかがででしょうか。これまで募集要項については、審議のなかで修正を重ねてきており、保護者の方の御意見を取り入れてできるだけ充実したものにしてきたところがあり、かなり細かくなっているところもございます。

今日の議論を踏まえて、選定部会委員の皆様におかれましては、もう一度確認をしていただいて再度御意見をいただきたいと思います。本日は他には御質問はいかがでしょう。今回の鏡山保育所の民間移管に当たり、新たに追加した点及び変更点について御質問はいかがでしょう。

### 【安保部会長】

先ほどの事務局の説明において、鏡山保育所の民間移管について広報発表されてから、一定の時間が経過しているとのことでしたが、募集の際にはかなり具体的な建替等の提案になるとと思いますので、応募を希望される法人等からすると時間的に余裕がないのではないかと考えておりますが、その点はいかがでしょう。

**【村上公営保育所業務推進課長】**

先ほど申し上げたとおり、鏡山保育所の民間移管については昨年11月9日に広報発表をさせてもらっており、そのことについては、申請資格のある京都市内において、認可保育所、認定こども園又は認可幼稚園を運営している者に対して周知をさせていただいております。令和5年度に民間移管し、令和6年度末までに定員増を伴う建替整備をすることについてもその際にお示しをさせていただいておりますので、応募を検討されている事業者におかれましては、一定の検討をされているのではないかと考えております。

**【安保部会長】**

今日のところの質問は以上とさせていただき、再度募集要項案を確認していただくような形でよろしいでしょうか。

募集要項案については、今回の審議を踏まえて、次回の選定部会で再度審議を行ってまいりたいと思います。

次回の選定部会までに、事務局から鏡山保育所の保護者の方に募集要項案について説明していただくとのことですので、鏡山保育所の保護者の方が、私たち選定部会委員との意見交換を希望された場合は、次回の選定部会において意見交換を実施したいと思いますので、よろしくお願いします。

ほかに全体を通して何か意見はございますか。

なければ、本日の部会はこれもちまして終了したいと思います。

事務局の方に進行をお返しします。

**【山中保育内容向上課長】**

本日は長時間にわたり御審議いただき、誠にありがとうございました。

以上で、令和2年度第2回市営保育所移管先選定部会を終了させていただきます。

委員の皆様には、この後事務連絡がございますので、しばらくお待ちいただきますようお願いいたします。

傍聴の皆様におかれましては、お忘れ物のないよう速やかに御退出ください。ありがとうございました。